

平成28年第1回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期 3月1日～3月24日：24日間)

月 日	曜	本会議	委員会	審査事項
3月 1日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 承認第1号～第2号 3. 議案第1号～第31号 [議案上程・提案理由説明]
3月 2日	水	休 会		
3月 3日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問
3月 4日	金	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第1号～第2号 3. 議案第1号～第21号 [質疑・討論・採決・委員会付託]
3月 5日	土	休 会		
3月 6日	日	休 会		
3月 7日	月	休 会	委員会	
3月 8日	火	休 会	委員会	
3月 9日	水	休 会	委員会	
3月10日	木	休 会		
3月11日	金	開 議 午後1時30分		1. 議案第1号～第31号 [委員長報告・質疑・討論・採決] [委員会付託]
3月12日	土	休 会		
3月13日	日	休 会		
3月14日	月	休 会	委員会	
3月15日	火	休 会	委員会	
3月16日	水	休 会	委員会	
3月17日	木	休 会	委員会	
3月18日	金	休 会	委員会	
3月19日	土	休 会		
3月20日	日	休 会		
3月21日	月	休 会		
3月22日	火	休 会		
3月23日	水	休 会		
3月24日	木	開 議 午前10時		1. 同意案第1号 2. 議案第22号～第31号 3. 意見書案第1号～第5号 4. 追加議案 [委員長報告・議案上程・提案理由説明] [質疑・討論・採決]

諸 般 の 報 告

第1回中間市議会定例会
平成28年3月1日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、平成27年12月8日、21日、平成28年1月8日、2月1日、8日、19日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- (1) 一般会計及び特別会計等 平成27年度9月分～11月分
- (2) 病院事業会計 平成27年度4月分～11月分
- (3) 水道事業会計 平成27年度7月分～11月分

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、平成27年11月30日、12月21日、平成28年1月29日、2月8日、19日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- (1) 健康増進課 平成26年度
平成27年度(平成27年4月～8月)
- (2) 生活支援課 平成26年度
平成27年度(平成27年4月～9月)
- (3) 都市整備課 平成26年度
平成27年度(平成27年4月～10月)
- (4) 産業振興課 平成26年度
平成27年度(平成27年4月～10月)
- (5) 学校教育課 平成26年度
平成27年度(平成27年4月～12月)

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体監査報告書を、平成28年1月29日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

- (1) 社会福祉法人中間市社会福祉協議会 平成25年度、平成26年度

4. 地方自治法第199条第9項の規定により、出資団体監査報告書を、平成27年

1 2 月 2 1 日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

(1) 公益財団法人中間市文化振興財団 平成25年度、平成26年度

(意見書の提出)

平成27年12月11日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対しそれぞれ送付した。

記

- (1) 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書
- (2) ブラッドパッチ療法の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書
- (3) TPP（環太平洋連携協定）からの撤退を求める意見書
- (4) 子ども・子育て支援新制度に対する意見書
- (5) 所得税法第56条の廃止を求める意見書
- (6) 辺野古新基地建設における、国による行政不服審査請求及び執行停止の撤回を求める意見書

議事日程 (第1号)

平成28年 3月 1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 3 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
- (日程第2～日程第3 提案理由説明)
- 日程第 4 第1号議案 平成27年度中間市一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第 5 第2号議案 平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)
- 日程第 6 第3号議案 平成27年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 7 第4号議案 平成27年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 8 第5号議案 平成27年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 9 第6号議案 平成27年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
- (日程第4～日程第9 提案理由説明)
- 日程第10 第7号議案 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第8号議案 中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第9号議案 中間市議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第10号議案 中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第14 第11号議案 中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第12号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第16 第13号議案 中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例
(日程第10～日程第16 提案理由説明)
- 日程第17 第14号議案 中間市行政不服審査会条例
- 日程第18 第15号議案 中間市障害者基本計画策定委員会条例
- 日程第19 第16号議案 中間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- 日程第20 第17号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(日程第17～日程第20 提案理由説明)
- 日程第21 第18号議案 公の施設の指定管理者の指定について
(日程第21 提案理由説明)
- 日程第22 第19号議案 中間市道路線の認定について
- 日程第23 第20号議案 中間市道路線の変更について
(日程第22～日程第23 提案理由説明)
- 日程第24 第21号議案 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について
(日程第24 提案理由説明)
- 日程第25 第22号議案 平成28年度中間市一般会計予算
- 日程第26 第23号議案 平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第27 第24号議案 平成28年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第28 第25号議案 平成28年度中間市地域下水道事業特別会計予算
- 日程第29 第26号議案 平成28年度中間市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 第27号議案 平成28年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第31 第28号議案 平成28年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第32 第29号議案 平成28年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 第30号議案 平成28年度中間市水道事業会計予算
- 日程第34 第31号議案 平成28年度中間市病院事業会計予算
(日程第25～日程第34 提案理由説明)
- 日程第35 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1 番	堀田 英雄君	2 番	植本 種實君
3 番	田口 善大君	4 番	小林 信一君
5 番	宮下 寛君	6 番	青木 孝子君
7 番	田口 澄雄君	8 番	掛田るみ子君
9 番	草場 満彦君	10 番	中尾 淳子君
11 番	山本 慎悟君	12 番	佐々木晴一君
13 番	安田 明美君	14 番	中野 勝寛君
15 番	原田 隆博君	16 番	下川 俊秀君
17 番	井上 太一君	19 番	米満 一彦君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	松下 俊男君	副市長	……………	行徳 幸弘君
教育長	……………	増田 俊明君	総務部長	……………	柴田精一郎君
総合政策部長	………	藤崎 幹彦君	市民部長	……………	高橋 洋君
保健福祉部長	………	白橋 宏君	建設産業部長	………	後藤 哲治君
環境上下水道部長	……………				久野 裕彦君
市立病院事務長	…	芳野 文昭君	消防長	……………	三船 時彦君
総務課長	……………	園田 孝君	財政課長	……………	田代 謙介君
企画政策課長	………	蔵元 洋一君	課税課長		貞末 孝光君
人権男女共同参画課長	……………				蛙田 由美君
福祉支援課長	………	藤田 宜久君	健康増進課長	………	岩河内弘子君
介護保険課長	………	小南 敏夫君	土木課長	……………	藤田 晃君
産業振興課長	………	船津喜久男君	上水道課長	……………	井上 一君
下水道課長	……………	岩切 伸一君	市立病院課長	………	末廣 勝彦君
予防課長	……………	林 誠志君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	船元 幸徳君
書記	熊谷 浩二君	書記	池田 恭君

午前9時58分開会

○議長（堀田 英雄君）

皆さん、おはようございます。会議に入ります前に、市長から報告したい旨の申し出がありますので、これを受けたいと思います。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

本日の3月定例議会開催に当たりまして、1月26日から27日にかけて起こりました断水について一言申し上げます。

先月の断水では、議員並びに市民の皆様には大変ご不便とご迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、この場をおかりいたしまして深くおわびを申し上げます。この断水については、報道等でご承知のとおり、記録的寒波の影響で、各家庭の敷地内で給水装置破裂による漏水が多数発生をし、市全体の漏水量が供給量を上回り断水になったものでございます。このことから、自衛隊に災害派遣を要請するとともに、職員には漏水や断水についての電話対応や給水活動や空き家の水道管を確認させ、漏水している箇所については、止水栓をとめる作業を指示いたしました。給水活動に際しましては、多くの市民の皆様のご支援をいただきまして感謝をいたしております。

今後とも、このように、市民とともに行政が力を合わせることにより、災害に強い中間市をつくってまいりたいと、そのように考えております。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しております。これより平成28年第1回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月24日までの24日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、24日間と決しました。

日程第2. 承認第1号

日程第3. 承認第2号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第2、承認第1号及び日程第3、承認第2号の専決処分2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第1号及び承認第2号につきましては、関連がございますので、あわせてご報告を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、マイナンバー制度の施行に際し、平成27年12月18日付で総務省から「地方税分野における個人番号利用手続の一部見直し」が通知されたことに伴いまして、中間市市税条例及び中間市国民健康保険税条例において改正を行う必要が生じましたが、マイナンバー制度の施行日が平成28年1月1日でありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、12月28日付で専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により市議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

条例改正の主な内容でございますが、まず、承認第1号の市税条例等の一部を改正する条例の改正につきましては、平成28年1月1日以降において、個人の市民税及び特別土地保有税の減免申請書に限り、個人番号を記載しないことといたしたものでございます。

次に、承認第2号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正につきましても、市税等の取り扱いと同様に、減免申請書に個人番号を記載しないことといたしたものでございます。

なお、改正条例の施行日につきましては、マイナンバー制度の施行日でございます平成28年1月1日前に施行する必要があるため、平成27年12月28日に公布をし、同日に施行いたしております。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております専決処分2件に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第4. 第1号議案

日程第5. 第2号議案

日程第6. 第3号議案

日程第7. 第4号議案

日程第8. 第5号議案

日程第9. 第6号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第4、第1号議案から、日程第9、第6号議案までの平成27年度各会計補正予算6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第1号議案平成27年度中間市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本年1月20日、国におきまして、平成27年度補正予算が成立いたしました。この補正予算の大きな柱でございます「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、特に緊急対応と位置づけられました地方創生加速化交付金が創設されております。この交付金は、地方創生を本格化させるため、地方版総合戦略に位置づけられた先駆性のある取り組みを実施する地方公共団体に対しまして交付されるものとなっております。

本市といたしましても、この有利な財源を最大限に活用するため、平成28年度執行事業を一部前倒しして計上し、地方創生の実現に向けて、地域を活性化させる中間市独自の施策に積極的に取り組むことで、平成28年度予算へと切れ目なくつなげる予算編成といたしております。

この補正予算につきまして、地方創生加速化交付金の対象となる事業費といたしまして、総額で5,580万円を計上いたしております。

対象事業といたしましては、まず、本市の単独事業として、中間市出身の3人の著名人に関する事業を計上いたしております。具体的な内容といたしましては、まず、地元の皆さんとともに行います高倉健展の開催、また、曲川周辺に、高倉氏にちなんだポスター等の掲示板を設置する事業等々でございます。次に、仰木彬氏の名前を冠したメモリアル野球大会の開催、最後に、大野いと氏を本市のPR大使に任命をし、プロモーション映像等を制作する本市のPR事業で、合わせて5,000万円を計上いたしております。これらに加えまして、他自治体との広域連携事業といたしまして、遠賀川水源地ポンプ室が構成資産の一つであります「明治日本の産業革命遺産」の所在する8県11市が共同で世界遺産登録施設をPRする世界遺産インタープリテーション事業に500万円、日本体育大学とスポーツ振興協定を締結している自治体が連携して実施する日本体育大学健康体操制作事業に70万円を計上いたしております。

次に、その他の補正予算の主なものでございますが、総務費におきましては、結婚から育児まで切れ目のない支援体制を構築し、少子化対策の強化を図る地域少子化対策重点推進事業に1,500万円を計上いたしております。

民生費におきまして、低所得の高齢者に給付金を支給する年金生活等支援臨時福祉給付金支給事業に2億2,870万円を計上し、高齢者支援を推進してまいります。

教育費におきましては、今年度実施した市内全小中学校の空調設備整備事業におきまして、エアコンの設置が完了していない図書室や調理室45教室のエアコン設置事業を前倒しをし8,440万円計上いたしております。これによりまして、小中学校の全教室にエアコンが設置されることとなります。

また、特別会計の繰出金につきましては、国民健康保険事業に保険基盤安定繰出等の基準内繰出金を8,750万円、国民健康保険事業の財政支援としての基準外繰出金を3億円、合計で3億8,750万円を計上いたしております。

また、その他の特別会計への繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金を130万円、介護保険事業特別会計繰出金を100万円減額いたしております。

次に、歳入につきましては、国の1次補正により地方交付税が増額されたことに伴いまして、地方交付税を930万円追加をいたしております。国庫・県支出金につきましては、地方創生加速化交付金を5,580万円、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給業務事業費及び事務費補助金を2億2,870万円、学校施設環境改善交付金を3,670万円、地域少子化対策重点推進交付金を1,500万円追加をいたしております。

諸収入につきましては、中間市文化振興財団出捐金の返還金9,700万円を計上いたしております。この返還金につきましては、全額まなびの森基金に積み立てを行い、中間市民会館の維持管理費の財源として活用してまいります。

また、市債につきましては、対象事業費の確定による御座ノ瀬中ノ谷線バイパス事業の減額等に伴い、合計で5,660万円を減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ7億100万円追加をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ181億6,390万円とするものでございます。

今回の補正予算について議決をいただきましたら、地方創生の実現に向け全力で取り組んでまいります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、第2号議案平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、医療費の増加に伴い、一般被保険者療養給付費といたしまして4,360万円を追加をいたしております。

また、直営診療施設に対する補助金の決定により、直営診療施設繰出金を1,300万円追加をいたしております。これは、国民健康保険直営診療施設でございます中間市立病院での事業に対する補助金を、中間市特別会計国民健康保険事業で受け入れをいたしまして、病院事業会計に繰り出すものでございます。

次に、歳入につきましては、歳出の一般被保険者療養給付費及び直営診療施設繰出金の増額に伴いまして、国庫療養給付費等負担金を1,390万円、国庫財政調整交付金を1,910万円追加をいたしております。

また、法定繰入金の確定に伴いまして、保険基盤安定繰入金を7,270万円、財政安定化支援事業繰入金を1,170万円追加をいたしております。

平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業の決算見込みでは、昨年度に続きまして大変厳しい財政状況にありますことから、本市の一般会計からの法定外繰入金といたしまして、国民健康保険税及び医療費支援繰入金を3億円追加をいたしております。また、歳入欠陥補填収入につきましては3億5,360万円を減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ6,319万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,825万円とするものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第3号議案平成27年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の内容といたしましては、平成27年度におきまして施工いたしております公共下水道整備工事につきまして、工事の工法変更により、平成27年度中に完了する見込みがなくなりましたことから、3款建設費の工事請負費5,770万円を平成28年度に繰り越しをするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

続きまして、第4号議案平成27年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしまして、地域支援事業費におきまして、二次予防事業に要する経費につきまして、嘱託職員賃金及び介護予防事業委託を200万円、任意事業に要する経費につきまして、委託料及び扶助費を600万円それぞれ減額をし、基金積立金におきましては、介護給付費準備基金積立金を3,000万円追加をいたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、65歳以上の第1号被保険者介護保険料1,690万円、事業所からの返納金等の諸収入150万円、前年度繰越金1,020万円を追加をし、また、介護予防事業利用者使用料及び任意事業利用者使用料220万円、国庫支出金200万円、支払基金交付金40万円、県支出金100万円、一般会計繰入金100万円をそれぞれ減額をいたしております。

以上により、保険事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,200万円を追加をし、介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を、歳入歳出それぞれ48億2,530万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

次に、第5号議案平成27年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合への納付金を430万円減額をいたしております。

次に、歳入の内容といたしましては、後期高齢者医療保険料を1,950万円、保険基盤安定繰入金を130万円減額し、前年度繰越金を1,660万円追加をいたしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ431万円減額をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,053万円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第6号議案平成27年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましてご説明をいたします。

収益的収入につきましては、病院事業収益の医業外収益を1,564万円追加をいたしております。これは、主に国民健康保険直診施設交付金が確定したことに伴うものでございます。

また、支出につきましては、病院事業費用を898万円追加をいたしております。これは、地方公営企業会計制度の改正に基づきまして、減価償却資産の見直しを行ったことにより、器械備品減価償却費を598万円追加したことによるものなどでございます。この結果、病院事業収益における予算の総額を21億8,813万3,000円、また、病院事業費用における予算の総額を21億8,035万9,000円とするものでございます。

次に、資本的収入につきまして、ご説明を申し上げます。

資本的収入につきましては、固定資産整備企業債を3,000万円減額いたしております。

これは、主に資本的支出におきまして、医療機器の購入を抑えたことにより、その財源として借り入れます企業債が減少したことによるものでございます。

また、支出におきまして、器械備品等購入費を3,250万円減額いたしております。

この結果、資本的収入における予算の総額を7,021万2,000円、また、資本的支出における予算の総額を1億446万3,000円とするものでございます。

なお、資本的収入額が資本支出額に対し不足する額3,423万1,000円につきましては、全額を損益勘定留保資金で補填することといたしております。

どうぞ、ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております各会計補正予算6件に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第10. 第 7号議案

日程第11. 第 8号議案

日程第12. 第 9号議案

日程第13. 第10号議案

日程第14. 第11号議案

日程第15. 第12号議案

日程第16. 第13号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第10、第7号議案から、日程第16、第13号議案までの条例改正7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第7号議案中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成26年5月14日付で地方公務員法が改正されたことに伴うものでございます。

改正の内容といたしましては、法の条項が繰り上げられましたことから、条例におきまして引用しております法の条項を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、法の施行日に合わせまして、平成28年4月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第8号議案中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成28年1月22日付で地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴うものでございます。

改正の内容といたしましては、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率を0.86から0.88に、休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率を0.86から0.88にそれぞれ改正し、公務災害認定を受けた者の年金を増額するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法の施行日に合わせまして、平成28年4月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第9号議案中間市議会等に出頭する証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、農業委員会等に関する法律及び地方自治法の一部が改正されたことに伴うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、本条例におきまして引用しておりますそれぞれの法律におきまして、条項のずれが生じたことにより改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成28年4月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第10号議案中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

改正の主な内容につきましては、まず、1点目といたしまして、国が本年度実施いたしました、給料の総合的見直しを本市におきましても平成28年4月1日から実施をし、給料月額を平均2%引き下げるものでございます。これにより、1人当たり平均約6,100円の減額となりますが、この減給処分については、不利益不遡及の原則により国と同様に現給保障を行います。

2点目といたしまして、本年度の人事院勧告に基づきまして、平成27年12月に支給いたしました期末勤勉手当の支給割合を0.1月引き上げ、勤勉手当に配分することといたしております。

3点目といたしまして、国の会計監査院から指摘を受けておりました市税の臨戸徴収に専ら従事する職員に対して支給される指定勤務手当の額を月額3,500円から日額160円に改めるものでございます。

最後に、地方公務員法等の改正に伴いまして、法の条項を引用しております条文の整備を行っております。

なお、施行日等につきましては、期末勤勉手当に係る改正につきましては、公布の日から施行して、平成27年12月1日から適用することとし、その他の改正につきましては、平成28年4月1日から施行することといたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第11号議案中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、福岡県の乳幼児医療費支給制度が平成28年10月1日に改正されることに伴うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、条例の題名を「中間市乳幼児・児童医療費の支給に関する条例」から「中間市子ども医療費の支給に関する条例」に改正をし、本市が独自で行っております、通院に係る助成対象を小学3年生から小学6年生までに拡大するものでございます。

福岡県におきましては、通院助成対象を就学前から小学6年生まで拡大をし、自己負担額を引き上げる改正を行うことといたしておりますが、本市におきましては、子育て世帯の負担がふえないように、現在の自己負担額を据え置き、また、入院の助成対象を中学3年生までとする制度を継続し、福岡県の制度を上回る独自の助成を行ってまいります。

なお、条例の施行日につきましては、福岡県の制度改正の施行日に合わせまして、平成28年10月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第12号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する基準を定める省令」が施行されてから10年以上が経過をし、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきましたことから、同省令が改正され、平成28年4月1日に施行されることに伴うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、ガスグリドル付コンロ及び最大入力値が5.8キロワット以下である電磁誘導加熱式調理器の設備及び器具に係る離隔距離に関する規定を別表第3に追加するものでございます。

なお、施行日につきましては、省令の施行に合わせまして、平成28年4月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第13号議案中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成26年4月1日に、中間市債権管理条例が施行されたことによるものでございます。

改正の主な内容といたしましては、督促手続について定めております第51条の2を削除いたしまして、中間市債権管理条例の規定に基づき、督促手続を取り扱うこととするものでございます。

また、条例における用字用語の見直し等もあわせて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、平成28年4月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例改正7件に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第17. 第14号議案

日程第18. 第15号議案

日程第19. 第16号議案

日程第20. 第17号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第17、第14号議案から日程第20、第17号までの条例制定4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第14号議案中間市行政不服審査会条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、平成26年6月13日に行政不服審査法が改正されたことに伴うものでございます。この改正により、行政処分に対する不服につきまして、職員のうちから当該行政処分に関与しない者が審理員として審理手続及び意見書を作成する審理員制度並びに当該不服について審査をする審査庁が第三者機関であります行政不服審査会に諮問した上で裁決する制度が創設されました。

条例の主な内容といたしましては、審査請求人の不服を客観的に判断する機関としての第三者であります中間市行政不服審査会の設置並びに組織及び運営について定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法の施行日に合わせまして、平成28年4月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第15号議案中間市障害者基本計画策定委員会条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例制定は、平成28年度に予定しております中間市第3次障害者基本計画の策定に伴うものでございます。

障害者基本法第11条第6項におきましては、障害者基本計画を策定するに当たりまして、条例で定めた合議制の機関または障がい者その他の意見を聴くこととなっております。

これまで策定委員会につきましては、障がい者その他の意見を聴く場として、本市の規則で定めておりましたが、条例で定めることによりまして権限を明確化し、計画策定の体制を整備をし、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものでございます。

条例の主な内容といたしましては、これまで本市の規則で定めておりました策定委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、平成28年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

次に、第16号議案中間市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例制定は、消費者安全法の一部が改正され、同法第10条の2第1項の規定に基づき、本市に設置いたしております消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定めるものでございます。

条例の主な内容といたしましては、本市に設置しております消費生活センターにつきまして、その組織及び運営に関する事項並びに消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項を定めるものでございます。

なお、施行日につきましては、法の施行日に合わせまして、平成28年4月1日といた

しております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第17号議案行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、さきに上程いたしました第14号議案と同様に、行政不服審査法の改正に伴い、行政不服審査制度に関係いたします7つの条例を一括して改正するものでございます。

条例の主な内容といたしましては、情報公開条例及び個人情報保護条例の改正につきましては、例外的に審理員制度の適用を除外し、専門の第三者機関であります中間市情報公開・個人情報保護審査会に審査の権限を付与する改正を行っております。また、手数料条例の改正につきましては、審理員及び行政不服審査会に提出されました書類等の写しの交付に係る手数料を定める改正を行っております。これらに加えまして、行政手続条例、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、市税条例、固定資産評価審査委員会条例につきましても、改正後の行政不服審査法に対応した語句の改正を行っております。

なお、条例の施行日につきましては、法の施行日に合わせまして、平成28年4月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております条例制定4件に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第21. 第18号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第21、第18号議案公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第18号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市さくらの里農産物直売所は、本市の農業振興及び川西地区の地域活性化を目的といたしまして、平成23年3月に開設いたしました。当初から管理運営については、民間事業者が有するノウハウを活かすため、中間市さくらの里直売所事業組合を指定管理者といたしておりました。後に、当該指定管理者は法人格を取得をし、一般社団法人新鮮市場さくら館と名称を変更し、現在も管理を行っております。

中間市さくらの里農産物直売所の指定管理者の指定期間が、平成28年3月31日をもって満了となりますことから、「中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づきまして、平成28年4月1日からの指定管理者の指定を行うもので

ございます。

指定管理者の選定につきましては、施設使用料については、約定どおり遅滞なく納入されていること等を踏まえ、総合的に判断いたしました結果、指定管理者制度の運用方針に基づき、公募によることなく、引き続き一般社団法人新鮮市場さくら館を指定管理者の候補者として選定いたしております。

なお、指定期間につきましては、指定管理者制度の運用方針に基づきまして、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上によりまして、一般社団法人新鮮市場さくら館を中間市さくらの里農産物直売所の指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第18号議案に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第22. 第19号議案

日程第23. 第20号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第22、第19号議案及び日程第23、第20号議案の市道路線2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第19号議案中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回認定をいたします路線は、折口10号線の1路線でございます。

この路線につきましては、長津一丁目地内の開発行為に伴い帰属を受けたものでございます。道路の概要といたしましては、幅員6.27メートル、実延長23メートルでございます。

以上のとおり、当該路線を市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

第20号議案中間市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回変更いたします路線は、本町4号線、仮家2号線、道元6号線及び御座ノ瀬2号線の4路線でございます。

まず、本町4号線及び仮家2号線につきましては、県道中間引野線の道路整備が行われた後も、両市道の一部が県道中間引野線に包含されていまして、区域変更を行う

ものでございます。道路の概要といたしましては、本町4号線にあつては、幅員4.3メートル、実延長が302.52メートルを幅員4.4メートル、実延長296.91メートルに、仮家2号線にあつては、幅員4.49メートル、実延長68.48メートルを幅員4.68メートル、実延長55.51メートルに変更するものでございます。

次に、道元6号線につきましては、本路線の延長線上に民地との接道が確保できない箇所がありましたことから、路線を延長し、接道を確保するために変更するものでございます。道路の概要といたしましては、幅員6.1メートル、実延長204.94メートルを、幅員6.77メートル、実延長264.79メートルに変更するものでございます。

最後に、御座ノ瀬2号線につきましては、既設道路の延長を行い、御座ノ瀬1号線と接続することにより、地域住民の利便性を図るものでございます。道路の概要といたしましては、幅員6.07メートル、実延長97.56メートルを、幅員6.07メートル、実延長115.56メートルに変更するものでございます。

以上のとおり、4路線を変更するに当たりまして、道路法第10条第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております市道路線2件に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第24. 第21号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第24、第21号議案連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第21号議案連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について、提案理由を申し上げます。

連携中枢都市圏構想とは、地域において核となる規模を備えた中心都市と近隣の市町村との連携により、これらの自治体の住民が安心して快適に暮らすことのできる圏域を形成することを目的とする制度でございます。

このたび、この制度を活用いたしまして、北九州市を中心都市として、福岡県北東部地域の17市町が連携する連携中枢都市圏北九州都市圏域を形成すべく、北九州市との連携協約を締結するための協議について、議決を求めるものでございます。

この連携によりまして、地域の多様な資源、企業、人材を活用しながら、互いが対等な関係のもと圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積強化及び生活関連、機能

サービスの向上の3つの分野にかかる事業に取り組むことによりまして、人口減少、少子高齢化が進む社会にあっても一定の圏域人口を保持し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的といたしております。

なお、議会の議決をいただきましたら連携各市町との協議を十分に行いまして、協議が整いましたら連携協約を締結し、具体的な取り組み、役割分担等を連携中枢都市圏ビジョンとして策定することとなっております。どうぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております第21号議案に対する質疑は、3月4日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第25. 第22号議案

日程第26. 第23号議案

日程第27. 第24号議案

日程第28. 第25号議案

日程第29. 第26号議案

日程第30. 第27号議案

日程第31. 第28号議案

日程第32. 第29号議案

日程第33. 第30号議案

日程第34. 第31号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第25、第22号議案から、日程第34、第31号議案までの平成28年度各会計予算10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第22号議案から第31号議案まで関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

まず、第22号議案となります平成28年度中間市一般会計予算について、市政運営の所信の一端を申し述べますとともに、その概要についてご説明を申し上げます。

昨年は、中間市にとって大変すばらしい節目となった年でございます。それは申すまでもなく、「明治日本の産業革命遺産、製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である遠賀川水源地ポンプ室が、7月5日にユネスコ世界文化遺産登録の決定がなされたということでございます。

登録決定後は、さまざまな形で市民の皆様と喜びを分かち合うことができ、さらに「世

界遺産のあるまちなかま」としてのPR活動を通じて、中間市の魅力を発信する取り組みを推進しております。

こうした中で、まち・ひと・しごと創生法では、地方自治体はみずからの責務として地方創生の施策を実施することとされ、これまで以上に各自治体の創意工夫と努力が求められており、国においては引き続き地方が直面する構造的課題等への実効ある取り組みを通じた地方の活性化、地方創生につながる施策が重点化されております。

本市にとりましても地方創生は喫緊の課題でありますことから、中間市まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げまして、地域の活性化に向けての総合戦略を策定しているところであり、まち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略の実施、世界遺産を起爆剤とする観光施策の推進、子育て支援サービスのさらなる充実を図ることに加えまして、平成28年度は子どもたちの学力向上を最優先施策とし、教育環境の整備による魅力あるまちづくりを目指す予算編成といたしております。

それでは、歳出の主な事業について、目的別に説明を申し上げます。

議会費におきましては、地方議会議員年金制度の廃止に伴います経過措置としての給付に要する負担額は、前年度と比べ2,260万円減額の3,560万円となっております。

総務費におきましては、遠賀川水源地ポンプ室の世界文化遺産登録により、その管理保全、周辺環境の整備計画を策定する費用といたしまして1,500万円を計上し、観光客受け入れ態勢強化を推進いたします。

また、昨年中間南校区で運行を開始しました乗合タクシーですが、本年度は底井野校区におきまして新たに予約型タクシー方式で運行することといたしております。その経費といたしまして、運行維持費補助金に270万円、バス停設置委託料として280万円を計上し、公共交通サービスをさらに向上することで地域の方々の移動手段を確保してまいります。

本市では、平成27年度から空き家バンク制度の活用によりまして定住促進事業を実施しておりますが、平成28年度では中古住宅を購入後、これを解体をし、住宅を新築される方に対しまして150万円助成する制度を新たに実施する費用といたしまして450万円を計上しております。

また、災害時の防災拠点となります市庁舎本館について、平成29年度までの継続事業として、耐震補強工事を実施する経費といたしまして総額2億1,430万円を計上し、災害対策のさらなる推進を図ります。

民生費におきましては、子育て支援センター改修工事に向けた基本・実施設計委託料を1,060万円計上し、中間市における子育て支援の拠点施設としての機能をさらに向上してまいります。

また、生活困窮者自立支援法に基づきまして、自立相談、家計相談、就労準備支援等を実施する市民生活相談センターを昨年4月に設立をし、生活困窮者自立に向けた取り組み

を進めているところでございますが、新たに子どもの学習支援事業を実施する経費といたしまして180万円計上し、経済的に厳しい家庭の子どもたちの学力向上を図ってまいります。

労働費におきましては、まだまだ厳しい雇用情勢の中、本市といたしましても離職者、失業者の雇用の確保を図るため、本市独自の緊急雇用対策として810万円を計上しております。

農林水産業費につきましては、新鮮市場さくら館の増築工事費として3,130万円を計上し、売り場面積拡大によります利便性及び収益性向上を図ります。

商工費につきましては、遠賀川水源地ポンプ室を初めとする観光資源を有効活用し、観光客誘致につなげるため、レンタサイクル及びフットパス事業等の観光振興事業に1,610万円を計上いたしております。

さらに、市内業者が請け負う個人住宅リフォーム工事費の一部、市内で起業する方に対する開業資金の一部、それぞれ補助制度を新設をし、その補助金として合わせて1,000万円を計上し、地域活性化及び雇用確保をさらに推進してまいりたいと考えております。

土木費におきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用し、道路整備事業等の道路新設改良費として2億6,800万円を計上し、インフラ整備を推進することで生活空間の安全安心確保及び地域の活性化を図ってまいります。また、垣生公園中央広場の芝生化を図り、多くの利用者の方に喜んでいただける都市公園づくりを行ってまいります。

消防費におきましては、老朽化した救助工作車を更新する費用といたしまして1億3,750万円、長津地区に防火水槽を設置する費用といたしまして1,200万円、なかまコミュニティ無線戸別受信機設置に向けた調査費用として320万円をそれぞれ計上をし、災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくりの予算としております。

平成28年度予算として最も力を注ぎました教育費でございますが、学力向上施策として、まず子どもたちの英語力の向上に向けた事業を展開いたします。グローバル化に対応した英語教育改革対応事業として、小学校5・6年生を対象に放課後の時間を活用し、外国人講師と一緒に楽しく英語によるコミュニケーション活動を行うなかまっ子放課後イングリッシュスクール事業に870万円、外国語指導助手を増員し4名体制とすることで、子どもたちがいつでも英語を聞き、話せる環境を整え、英会話力を高める費用に980万円、こうした取り組みで英語力が向上した子どもたちが受検する英語検定料を補助する経費といたしまして130万円を計上いたしております。こうした取り組みにより、グローバル化に対応し、将来国際社会で活躍できる子どもたちの育成を目指しております。

さらなる学力向上施策といたしまして、小学校4年までの対応としている35人学級を、1学年引き上げてまして小学校5年までとし、児童一人ひとりに合ったきめ細かな対応を広げることに加え、現在小学校6年生と中学3年生を対象とする全国学力調査でございますが、対象となっていない学年も中間市独自に学力調査を実施する経費として160万円を

計上いたしております。

これによりまして、小学校3年から中学3年まで全ての学年で学力調査を実施することとなり、学力の経年変化分析及び適切な指導による学力向上が可能となっております。

こうしたソフト事業により児童・生徒の学力向上を図る一方、ハード面におきましても、前年に引き続きまして小中学校を対象とした空調設備整備事業に8,440万円、中間中学校下水道接続事業に2,480万円計上し、快適な教育環境整備をさらに推進することといたしております。

次に、公債費につきまして、地方債残高の大幅な減少により、前年度と比べ8,300万円減額となる19億5,580万円となっております。今後も地方債残高抑制により公債費負担をさらに軽減してまいりたいと思っております。

次に、歳入予算につきましてご説明を申し上げます。

地方自治体における歳入予算の根幹であります市税であります。地域活性化施策推進により市民税は個人法人ともに増額になる一方、固定資産税は新築家屋減少等により減額となっており、市税総額で38億9,040万円、前年度と比べまして1,070万円の減額となっております。

歳入におけるもう1つの柱でございます地方交付税のうち普通交付税でございますが、前年度当初予算額との比較では1,610万円増額しておりますが、前年度決算見込額からは1億2,230万円大きく減額となる45億5,750万円を計上いたしております。これは国の平成28年度地方財政対策において、地方交付税総額が前年度と比べ減額となっていることによるものでございます。

基金繰入金につきましては、市税及び交付税の伸び悩み、保健、福祉、介護、医療といった社会保障費の増額によりまして前年度から9,790万円増額となる4億8,400万円の計上となっております。

こうした厳しい予算編成となりましたが、平成28年度以降も安全かつ良質な公共サービスが確実、効率的かつ適正に実施されるよう、予算執行段階での歳出抑制を行うとともに、引き続き行財政改革に取り組みながら地方創生の実現に向けてまい進する所存でございます。

以上により、平成28年度一般会計予算は前年度と比較いたしまして4億8,600万円の増額、率にして2.8%増の歳入歳出それぞれ178億4,110万円を計上しております。

どうぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第23号議案平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、保険給付費といたしまして42億5,590万円、後期高齢者支援金等として6億8,600万円、介護納付金としまして2億5,100万

円、共同事業拠出金として15億4,480万円、保健事業費といたしまして4,250万円、これらに伴う事務費を総務費として1億660万円計上いたしております。

次に、歳入につきましては、国民健康保険税として9億1,700万円を計上いたしております。

この内訳といたしましては、医療給付費分が6億4,550万円、介護納付金分が4,110万円、後期高齢者支援金分が2億3,030万円でございます。国庫支出金といたしまして16億7,310万円、療養給付費交付金といたしまして1億9,920万円、前期高齢者交付金といたしまして16億7,810万円、県支出金として3億4,060万円、共同事業交付金といたしまして15億1,580万円、繰入金といたしまして4億9,770万円、諸収入として9,010万円を計上しております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,263万円とするものでございます。

今後も国民健康保険事業を取り巻く環境は大変厳しい状況が続くことが予想されます。保健事業をさらに強化をし、市民の健康増進による医療費の適正化に努めるとともに、国民健康保険税等の歳入の確保に最大限努力をし、国民健康保険財政の健全化を図ってまいり所存でございます。

ご審議のほどどうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第24号議案平成28年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について提案理由を申し上げます。

まず歳出につきましては、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費といたしまして、臨時職員賃金100万円、弁護士委託料30万円などを計上いたしております。

次に、歳入につきましては、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金といたしまして190万円、貸付金の元利収入といたしまして50万円を計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ245万円とするものでございます。今後とも貸付金の回収に最大限努力する所存でございます。

ご審議のほどどうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第25号議案平成28年度中間市地域下水道事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

歳出の主なものといたしまして、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の維持管理委託料を5,740万円、両下水処理場の修繕料及び光熱水費を2,290万円、事務処理に要する経費を330万円計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしまして、下水道使用料を6,060万円、一般会計からの繰入金を2,940万円計上いたしております。

以上によりまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,007万円とするもので、前年度より52万円増額いたしております。

どうぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第26号議案平成28年度中間市公共下水道事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、長津一丁目地区ほか16地区で実施する管渠築造工事を8億9,400万円、土手ノ内幹線ほか3地区の実施設計業務委託料を1億5,740万円、ガス管及び水道管移設補償費を4,000万円、流域下水道処理負担金を5,040万円、公債費の元金償還金を5億3,520万円、同じく利子償還金を2億4,050万円計上いたしております。

次に、歳入の主なものといたしましては、下水道受益者負担金を4,170万円、下水道使用料を4億1,390万円、一般会計繰入金を7億5,050万円、公共下水道事業費国庫補助金を4億2,110万円、公共下水道事業債を6億9,120万円計上しております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,372万円とするもので前年度より8,077万円増額をいたしております。

財政状況の厳しい中、単独事業費を減額をし、国庫補助対象事業費を増額するなど国庫補助事業を積極的に活用し、効率的な事業運営に努めてまいります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第27号議案平成28年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について提案理由を申し上げます。

まず、歳出といたしまして、平成17年度に借り入れました地方債5,000万円の償還が平成27年度末で完了いたしますことから、公有財産購入費10万円のみの計上といたしております。

次に、歳入といたしましては、市債として10万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ10万円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第28号議案平成28年度中間市介護保険事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出における主なものといたしましては、介護サービス利用に伴う保険給付費を45億3,490万円、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費を1億7,680万円、職員人件費等総務費を1億2,420万円計上いたしております。

地域支援事業費が増加をいたしております主な理由といたしましては、介護保険制度の改正に伴い新たに設けられました総合事業を平成28年度から実施することに伴いまして、これに係る費用を地域支援事業に加え、計上したことによるものでございます。

また、歳入の主なものといたしましては、65歳以上第1号被保険者の介護保険料を

10億190万円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金を10億8,560万円、支払基金交付金を12億9,600万円、県支出金を6億9,420万円、一般会計繰入金を7億1,880万円計上いたしております。

以上により、保険事業勘定におきましては歳入歳出それぞれ48億3,758万円を計上いたしております。

次に、サービス事業勘定の歳出の主なものといたしましては、職員人件費、嘱託職員人件費及び予防給付ケアプラン作成委託料等の居宅介護支援事業費といたしまして4,180万円を計上いたしております。

また、歳入の主なものといたしましては、予防給付費収入として4,180万円を計上しております。

以上により、サービス事業勘定におきましては歳入歳出それぞれ4,184万円を計上いたしております。今後も高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえまして、超高齢社会に対応すべく適正な介護給付と介護予防事業の拡充を図り、本市の介護保険制度のさらなる充実と保健福祉関連施策の安定的な運営に努力してまいります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第29号議案平成28年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主なものといたしましては、福岡県の後期高齢者医療広域連合への納付金といたしまして7億4,240万円計上いたしております。

次の歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料として5億5,980万円、一般会計繰入金といたしまして1億8,530万円を計上いたしております。

以上により、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,581万円とするものでございます。今後も福岡県後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、また安心・信頼の医療の確保及び予防医療を進めるとともに、医療費の適正化及び保険料の収納率向上を図り、なお一層の効率的運営に努力してまいります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、第30号議案平成28年度中間市水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

平成28年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせまして2万7,633戸を予定をし、年間の総配水量を627万立方メートル、1日当たりの平均配水量を1万7,181立方メートルといたしまして、年間有収水量を561万立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

水道事業収益につきましては、11億2,189万円を計上いたしております。その主な収益といたしましては、給水収益の9億3,828万円でございます。

また、水道事業費用につきましては10億9,302万円を計上しております。

主な費用といたしましては、原水費及び浄水費といたしまして2億7,476万円、また減価償却費といたしまして3億5,888万円でございます。その結果、平成28年度は消費税を含めまして2,887万円の利益を見込んでいるところでございます。

次に、資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

資本的収入につきましては、2億1,841万円を計上いたしております。その主な収入といたしまして、企業債の2億円でございます。

また、資本的支出につきましては、建設改良費、企業債償還元金等で6億5,175万円計上いたしております。この内容といたしましては、配水管の老朽化に伴う配水管布設替工事を重点的に行うものでございます。

主な工事といたしましては、中間地区におきましては市道中鶴5号線ほか1線、配水管布設替工事など16件、また遠賀地区におきましては、県道宮田遠賀線ほかの配水管布設替工事など5件で、総件数21件を予定しているところでございます。

以上により、平成28年度の建設改良事業につきましては、総事業費4億3,937万円をもって実施することといたしております。

なお、資本的収支の不足額4億3,334万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填する予定でございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、第31号議案平成28年度中間市病院事業会計予算について提案理由を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましてご説明を申し上げます。

収入につきましては、病院事業収益を22億1,227万4,000円計上いたしております。このうち、医業収益を20億4,215万円計上しております。

その内訳といたしましては、入院収益8億2,000万円、外来収益11億1,321万円、負担金4,898万円、その他医業収益5,994万円でございます。また、医業外収益を1億7,011万円計上いたしております。

その主なものといたしましては、他会計補助金4,636万円、負担金交付金5,020万円、長期前受金の戻入金6,510万円でございます。

また支出につきましては、病院事業費用を22億953万5,000円計上いたしております。

その主なものといたしましては、医業費用におきまして給与費11億1,408万円、薬品等材料費6億4,508万円、委託料等経費3億3,617万円、減価償却費7,861万円、資産減耗費500万円を計上いたしております。また医業外費用におきましては、支払利息を1,579万円、特別損失におきましては400万円を計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出につきましてご説明を申し上げます。

収入につきましては、資本的収入を1億4,044万1,000円計上いたしております。その主なものといたしましては、固定資産整備企業債9,000万円、他会計負担金5,044万円でございます。

また支出につきましては、資本的支出を1億7,438万3,000円計上いたしております。その主なものといたしましては、器械備品等購入費9,000万円、企業債償還金8,438万円でございます。

なお、資本的支出に対する収入不足額3,394万円につきましては、損益勘定留保資金で全額補填することといたしております。

どうぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

ただいま議題となっております各会計予算10件に対する質疑は、3月11日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第35. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第35、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において小林信一君及び原田隆博君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

午前11時15分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 小 林 信 一

議 員 原 田 隆 博